



契 約 書

裁判所時報の組版、校正及び製本等（単価契約）（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所（以下「発注者A」という。）、同法務省（以下「発注者B」という。）及び受注者星野精版印刷株式会社とは、次の条項及び別添仕様書により請負契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（業務の名称、品目及び規格等）

第1条 業務の名称、品目及び規格、業務の内容、契約単価並びに予定総額は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 裁判所時報の組版、校正及び製本等（単価契約）
- (2) 品目及び規格] 別添仕様書のとおり
- (3) 業務の内容] 別添仕様書のとおり
- (4) 契約単価 契約書別表のとおり
- (5) 予定総額 金1,942,024円

（うち消費税及び地方消費税額176,547円を含む）

ア 最高裁判所分

金1,916,006円

（うち消費税及び地方消費税額174,182円を含む）

イ 法務省分

金26,018円

（うち消費税及び地方消費税額2,365円を含む）

※予定総額の内訳については、契約書別表のとおり

（契約期間並びに成果物の納入期限及び場所）

第2条 契約期間並びに成果物の納入期限及び場所は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、発注者A、発注者B及び受注者が協議して、これを変更することができる。

- (1) 契約期間 契約締結日から令和3年12月28日まで
- (2) 納入期限] 別添仕様書のとおり
- (3) 納入場所] 別添仕様書のとおり

（契約保証金）

第3条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を、書面による発注者A及び発注者Bの承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者A及び発注者Bの対価の支払による弁済の効力は、発注者A及び発注者Bが、予算決算及び会計令（昭和22

年勅令第165号) 第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(下請等の禁止)

第5条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者A及び発注者Bの承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務の監督等)

第6条 発注者A及び発注者Bは、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

(1) 受注者が提出する書類の調査

(2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議

2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

(検査及び納入)

第7条 受注者は、成果物の納入の準備が完了した場合には、その旨を発注者A及び発注者Bに通知しなければならない。

2 発注者A及び発注者Bは、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者A及び発注者Bの定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅滞なく成果物の納入を受けなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった場合には、発注者A及び発注者Bの指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者A及び発注者Bが新たに成果物の納入の準備が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

4 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

5 発注者A、発注者B及び受注者の協議により、成果物を分割して納入する場合においては、その都度、前各項に準じた取扱いをするものとする。

(代金の支払)

第8条 受注者は、前条の検査に合格し、成果物の納入を完了した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者A及び発注者Bに提出するものとする。

2 発注者A及び発注者Bは、前項の支払請求書を受領した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

3 受注者は、発注者A、発注者B及び受注者の協議により成果物を分割して納入した場合においては、その納入した部分に対する代金の支払を発注者A及び発注者Bに請求することができるものとし、この場合においては、前二項に準じた取扱いをするものとする。

4 支払代金は、品目ごとの頁数に印刷部数を乗じた数量に第1条(4)の単価を乗じて得た金額(1円未満の端数は切り捨て)の合計金額に、消費税及び地方消費税に相当する金額(1円未満の端数は切り捨て)を加算した金額とする。

(履行遅延の賠償)

第9条 発注者A及び発注者Bは、約定期間に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により成果物の納入を遅延した場合には、遅延損害金を発注者A及び発注者Bに支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とし、前項の場合においては納入が遅延した部分の代価に対し、民法第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その額が100円未満であるときは、その支払を要しないものとする。
(検査の遅延)

第10条 発注者A及び発注者Bがその責めに帰すべき事由により第7条第2項、第3項又は第5項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者A及び発注者Bは、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(危険負担等)

第11条 特定物又は不特定物にかかわらず、成果物の納入前に生じた損害は、発注者A及び発注者Bの責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 天災その他の不可抗力により、債務の履行が不可能となったときは、発注者A及び発注者B又は受注者は、相手方の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとし、既に要した費用については、発注者A、発注者B及び受注者の各自の負担とする。

(契約不適合責任)

第12条 発注者A及び発注者Bは、業務の完了後、種類、品質又は数量について契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

2 業務に契約不適合がある場合、発注者A及び発注者Bは、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第563条2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

3 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、業務の完了後、発注者A及び発注者Bが契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

(秘密の保持)

第13条 発注者A、発注者B及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務

の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(発注者A及び発注者Bの契約解除権)

第14条 発注者A及び発注者Bは、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

(1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第4号を除く）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合

(3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

(4) 民法第542条第1項各号に該当する契約の条項違反その他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者A及び発注者Bは、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(受注者の契約解除権)

第15条 受注者は、発注者A及び発注者Bが次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号又は第3号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

(1) この契約の条項若しくは仕様書に違反した場合（第3号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(2) 著しく契約条項と異なる指示をしたため、業務を施行することが不能となった場合

(3) 民法第542条第1項各号に該当するときその他この契約目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者A及び発注者Bの負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者A及び発注者Bは、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

がこの契約の条項若しくは別紙仕様書に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となった場合には、これを解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者A及び発注者Bの負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者A及び発注者Bは、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

(違約金)

第16条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者A及び発注者Bは、違約金として予定総額の10分の1に相当する金額を発注者A及び発注者B又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第17条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者A及び発注者Bの請求に基づき、予定総額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者A及び発注者Bの指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものといい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者A及び発注者Bに金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者A及び発注者Bが認めたときはこの限りでない。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該

取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の予定総額の10分の1に相当する金額のほか、予定総額の10分の5に相当する金額を違約金として発注者A及び発注者Bの指定する期限内に支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項ないし第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者A及び発注者Bに対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者A及び発注者Bに生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者A及び発注者Bがその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為にかかる発注者A及び発注者Bの契約解除及び違約金に関する遅延利息)

第18条 受注者が前条の違約金を発注者A及び発注者Bの指定する期限内に支払わないときは、発注者A及び発注者Bは何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をするまでの日数に応じ、民法第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者A及び発注者Bに支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 発注者A及び発注者Bは、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第20条 発注者A及び発注者Bは、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第22条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者A及び発注者Bは、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第23条 発注者A及び発注者Bは、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者A及び発注者Bが第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者A及び発注者Bに損害が生じたときは、第16条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第24条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不

当要求等」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者A及び発注者Bに報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(著作権等)

第25条 成果物及び提出物(以下「成果物等」という。)の著作権は、著作権法第27条及び同第28条に規定する権利を含め、発注者Aに移転する。

2 受注者は、成果物等に関する著作者人格権その他の権利を有する場合においても、発注者A及び発注者Bに対してこれを行使しないものとする。

3 受注者が業務の着手以前から有していた成果物等にかかる著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は発注者A及び発注者Bに対し、成果物等を発注者A及び発注者Bにおいて使用するために必要な範囲で、留保された著作権に関し、著作権法に基づく利用を無償で許諾する。

4 発注者Aは、その業務の遂行に当たり、受注者が創作したプログラムその他の著作物を使用し、複製し、改良する権利を有するものとする。

(紛争の解決)

第26条 この契約書の各条項において発注者A、発注者B及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者A、発注者B及び受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者A、発注者B及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者A、発注者B及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き、各自これを負担する。

(契約の疑義)

第27条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者A、発注者B及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書3通を作成し、発注者A、発注者B及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

令和3年8月20日

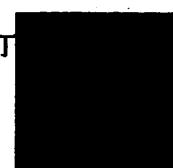
発注者A 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 氏本厚



発注者B 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法務省
支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長 松井信



受注者 東京都荒川区西尾久4丁
星野精版印刷株式会社
代表取締役



星野
誠

仕 様 書

第1 件名

裁判所時報の組版、校正及び製本等（単価契約）

第2 品名、規格、数量（部数及び予定頁数）及び納入期限

別表のとおり

第3 契約期間

契約日から令和3年12月28日まで

第4 納入場所

1 最高裁判所分

- (1) 最高裁判所（東京都千代田区隼町4-2）
- (2) 司法研修所（埼玉県和光市南2-3-8）
- (3) 裁判所職員総合研修所（埼玉県和光市南2-3-5）
- (4) 東京高等裁判所（東京都千代田区霞が関1-1-4）
- (5) 東京地方裁判所（東京都千代田区霞が関1-1-4）
- (6) 東京家庭裁判所（東京都千代田区霞が関1-1-2）
- (7) 最高裁判所が別途指定する場所（東京23区内又はその近郊の運送会社等）

なお、各号の各納入場所への数量については、最高裁判所（以下「発注者A」という。）が指定した監督職員（以下「監督職員A」という。）が別途指示する。

2 法務省分

- (1) 法務省（東京都千代田区霞が関1-1-1）
- (2) 法務省が別途指定する場所（東京23区内又はその近郊の運送会社等）

なお、各号の各納入場所への数量については、法務省（以下「発注者B」とし、発注者Aとあわせて「発注者ら」という。）が指定した監督職員（以下「監督職員B」とし、監督職員Aとあわせて「監督職員ら」という。）が別途指示する。

第5 組版

受注者において作成する。

詳細については、別紙「裁判所時報作成要領」のとおり。

第6 原稿

紙原稿及び電子データ（主に一太郎、ワード及びエクセル）で提供する。

第7 印刷方法

平版両面印刷の単色とする。

第8 用紙種類

再生クリーム上質紙（クリームキンマリエコリング）A判 36.5kg又は紙質及び色が同等のもの。

第9 製本

中綴じ（針金なし）製本とし、2頁組が発生した場合には投げ込み作業を行うこと。

なお、頁数が多いなどの理由により発注者Aが分冊の必要があると判断した場合には、発注者Aは受注者に対し申出をし、受注者はこれに応じるものとする。

第10 校正作業等

受注者の持参原稿とし、校正回数は三校までを原則とする。ただし、三校目で、本印刷物の目的に達しない場合には、受注者は再校正を行うこと。

詳細については、別紙「裁判所時報作成要領」のとおり。

なお、校了後の原稿については監督職員らにも提出すること。

第11 校正者

最高裁判所事務総局総務局第二課判例法令係

第12 CD-Rの提出

校了した電子データについては、PDF形式で、CD-Rに格納して発注者Aに提出すること。

また、当該PDFファイルについては、必ずフォントを組み込むか画像データで構成するものを使用し、1ファイルのサイズが2MB以下になるようにすること。

なお、データが2MBを超えた場合は、ファイルを分割し、1ファイルのサイズが2MB以下になるようにすること（分割後の各ファイルもPDF形式とする。）。

第13 その他

1 受注者は、本件印刷及び製本等作業について、この仕様書に定める事項を遵守して、製造し、納品すること。

2 受注者は、原稿作成及び校正等のスケジュールについて、監督職員らと調整の上、その遵守に努めること。

なお、作業日程の詳細については、別紙「裁判所時報作成要領」のとおり。

3 用紙については、いわゆるグリーン購入法に適合し、かつ、古紙リサイクル適性ランクリストで定める、Aランクに該当する資材のみを使用して製造し、監督職員らの指示する場所にその表示（リサイクル適性表示）をすること（ただし、発注者らが指定した用紙がこれに該当しない場合を除く。）。

4 契約時に別紙様式第1「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を、納品時に別紙様式第2「資材確認票」を発注者Aに提出すること。

5 3及び4のほか、いわゆるグリーン購入法に基づく基本方針の判断の基準を満たすこと。ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、発注者らの了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

6 印刷物の納品の際には、落丁、乱丁等がないことを必ず確認すること。

7 印刷物の納品の際には、品名、数量及び納品日を記載した納品書（納入場所ごとに作成する。）を発注者らに提出すること（ただし、第4の1(2)から(6)までの場所に納入する分については、納入場所の担当職員に納品書を提出すること。）。

また、第4の1(7)及び同2(2)の場所（以下「指定場所」という。）に納品する場合には、品名、数量及び納品日を記載した受領書を作成し、同受領書に指定場所の運送会社等の確認印を受け、当該受領書（写しでも可。）を発注者らに提出すること。

8 印刷物の納品は、100冊ごとに仕分けして搬入すること。

9 本件印刷物の著作権は、発注者Aに帰属するものとする。

10 本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合については、発注者らと受注者とで協議の上定めるものとする。

(別紙)

裁判所時報作成要領

第1 作業日程について

原則、月2回（1日付け及び15日付け）刊行するため、発注（原稿交付）から納品までの期間が非常に短いことから、各工程のスケジュールについては十分留意すること。

第2 組版

- (1) 本文の組版は、横組を主体とし、法律、政令、告示、規則及び規程は原則、縦組みとする。ただし、頁内に横組と縦組が混在する頁が発生する場合がある。
- (2) 組版の基本は、12.5級活字27字詰め、57行2段打ち（罫組の上下の柱及びノンブルを除く。）とし、縦組組版の場合は、12.5級活字20字詰め、39行4段打ち（罫組の上下の柱及びノンブルを除く。）とする。
- (3) 発注者Aが提供する原稿は、JIS規格文字を主体とした文書を基本とするが、JIS規格外の特殊文字、罫表組、写真、イラスト、グラフ類及びその他の図表等が混入する場合があり、その場合には、監督職員Aの指示に従って、外字の作成、トリミング及びトレース等をして、組版作業を行うこと。

なお、写真等の原稿がカラー仕様のものについては、単色刷りにした場合の濃淡の調整を行うこと。

- (4) 受注者は、発注者Aが提供する原稿を基に整形・編集（数値の半角化、略語の変換等）を行い、行間調整などの方法により、各頁のすべてに余白を生じさせないよう全頁の体裁を整えた上、偶数頁で完了するように組版を行うこと。

なお、略語の変換とは、原稿上、「高裁」や「地、家裁」等と表示されているものを「高等裁判所」や「地方・家庭裁判所」等に置き換える作業をいう。

- (5) 受注者は、発注者Aの校正作業が納入期限の5日（裁判所の休日を除く。）前までに完了するように発注者Aと綿密な連絡調整を行い、効率良く、かつ、計画的に組版等を行うこと。

なお、その際には発注者Aの校正に要する時間を考慮して、各校正刷りを発注者Aに提出すること。

- (6) 組版及び製版は、原則としてDTP作業、ポジ製版、PS版ポジタイプ又はCTPによるものとし、各校正用紙は普通紙を使用すること。

なお、これ以外の作業工程により作業を行う場合は、事前に発注者Aの承諾を得ること。

- (7) 活字等の指定は、原稿によるほか、監督職員Aの指示を受けること。
- (8) 発注者B分については、各号1頁の枠外部分及び最終頁の枠外部分に監督職員Bが別途指示する文言を付加すること。

第3 校正作業等

- (1) 受注者の持参校正とし、校正回数は次のとおり三校を原則とする。ただし、三校目で、本印刷物の目的に達しない場合には、受注者は再校正を行うこと。

ア 一校目

発注者Aが提供する原稿（発注者Aが掲載を決定した都度、受注者に提供する。）を受注者が取りまとめて、棒打ちを主体とした校正刷りを発注者Aに提出する。

なお、発注者Aが交付するデータを、受注者が使用する場合には、文字によっては異なる字体で出力されることを前提として取扱い、校正等は書面で行うこと。

イ 二校目

発注者Aが指示する各項目の順序及び見込み頁数によって、頁組み（大組）した校正刷りを発注者Aに提出する。

ウ 三校目

二校目によって発注者Aが修正した部分を訂正し、それを反映させた校正刷りを黒焼き（青焼き）で発注者Aに提出する。

- (2) 三校目の校正刷りを発注者Aが再度確認して校了とするが、本印刷の目的に達しない場合にはこの限りではない。

なお、校了は納入期限の5日（裁判所の休日を除く。）前までとするが、同期限の時点で修正部分がある場合は、受注者の責任校了として作業を行うこと。

- (3) 発注者Aから各校正作業完了後（校了後を除く。）に原稿の追加又は削除の申出があった場合には、受注者はその指示に従い、その追加等を反映させた校正刷りを発注者Aに提出すること。

なお、その際にも納入期限は厳守すること。

- (4) 発注者B分については、上記(1)ウによる校正刷りを発注者Bに提出する。その際、上記第2(8)において監督職員Bが別途指示する文言について修正の指示があったときは、受注者はその指示に従うこと。

第4 発注

発注者Aは、印刷部数及び頁数を記載した発注書を受注者に提出する。

第5 その他

主な記事は次のとおりである。

- 1 「裁判例」
- 2 「最高裁判所判例要旨・最高裁判所裁判例要旨」
- 3 「最高裁判所規則・最高裁判所規程」
- 4 「最高裁判所通達・最高裁判所通知」
- 5 「法律・政令」
- 6 「広報テーマ」
- 7 「叙位・叙勲」
- 8 「人事異動」
- 9 「統計関係」
- 10 「裁判所だより」
- 11 「幹部職員一覧」

(別表)

品名、規格、数量（部数及び予定頁数）及び納入期限

	品名	規格	印刷部数 ※1	予定 頁数 ※2	CD-R ※5	納入期限	備考（発行日付）
1	裁判所時報第1775号	A4判	28,735部	8頁	1枚	令和3年10月1日	*令和3年10月1日付
2	裁判所時報第1776号	A4判	28,735部	10頁	1枚	令和3年10月15日	*令和3年10月15日付
3	裁判所時報第1777号	A4判	28,735部	14頁	1枚	令和3年11月1日	*令和3年11月1日付
4	裁判所時報第1778号	A4判	28,735部	10頁	1枚	令和3年11月15日	*令和3年11月15日付
5	裁判所時報第1779号	A4判	28,735部	10頁	1枚	令和3年12月1日	*令和3年12月1日付
6	裁判所時報第1780号	A4判	28,735部	12頁	1枚	令和3年12月15日	*令和3年12月15日付

※1 各号の部数の内訳については、発注者A分28,350部、発注者B分385部とする。

※2 予定頁数については、過去実績を基に算出した数量であり、発注時に増減する場合がある。

※3 品名（号数）は予定であり、発行状況により、変更する場合がある。

※4 刊行回数については、6回を予定しているが、業務の縮小など刊行を継続することが困難な事情が生じた場合等には、刊行回数及び品名（号数）等を変更することがある。

※5 校了した電子データ（PDF形式を1ファイルのサイズを2MB以下にしたもの）を格納したCD-R

(別紙様式第1)

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式(例)

<p style="text-align: right;">作成年月日： 年 月 日 御中</p>			
<p style="text-align: center;">オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト</p>			
<p style="text-align: center;">受注者： _____</p>			
工程	実現	基準(要求内容)	
製版	はい／いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化(DTP化)率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。	
	はい／いいえ	②印刷版(アルミ基材のもの)の再使用又はリサイクルを行っている。	
印 刷	はい／いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄剤を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等のVOCの発生抑制策を講じている。	
	はい／いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。	
	はい／いいえ	⑤損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。	
	デジタル	はい／いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
	デジタル	はい／いいえ	⑦損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
表面加工	はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。	
	はい／いいえ	⑨損紙等(光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム)の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。	
製本加工	はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。	
	はい／いいえ	⑪損紙等(製本工程から発生する損紙)の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。	

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

(別紙様式第2)

資材確認票の様式(例)

						作成年月日： 年 月 日					
						御中					
件名：											
資 材 確 認 票（見積・変更・最終）											
						受注者：					
印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考					
用紙	本文										
	表紙										
	見返し										
	カバー										
インキ類											
加工	製本加工										
	表面加工										
	その他加工										
その他											

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 備考) 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。
- 3 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

(契約書別表)

裁判所時報の組版、校正及び製本等(単価契約)

【予定総額内訳及び契約単価】

No.	品名	部数	予定 頁数	頁単価	金額
1	裁判所時報第1775号	28,735部	8頁	0.96円	220,684円
2	裁判所時報第1776号	28,735部	10頁	0.96円	275,856円
3	裁判所時報第1777号	28,735部	14頁	0.96円	386,198円
4	裁判所時報第1778号	28,735部	10頁	0.96円	275,856円
5	裁判所時報第1779号	28,735部	10頁	0.96円	275,856円
6	裁判所時報第1780号	28,735部	12頁	0.96円	331,027円
小計					1,765,477円
消費税及び地方消費税額(10%)					176,547円
合計					1,942,024円

※上記金額には、CD-R代金を含む。

【発注者別予定総額内訳】

1 最高裁判所分

No.	品名	部数	予定 頁数	頁単価	金額
1	裁判所時報第1775号	28,350部	8頁	0.96円	217,728円
2	裁判所時報第1776号	28,350部	10頁	0.96円	272,160円
3	裁判所時報第1777号	28,350部	14頁	0.96円	381,024円
4	裁判所時報第1778号	28,350部	10頁	0.96円	272,160円
5	裁判所時報第1779号	28,350部	10頁	0.96円	272,160円
6	裁判所時報第1780号	28,350部	12頁	0.96円	326,592円
小計					1,741,824円
消費税及び地方消費税額(10%)					174,182円
合計					1,916,006円

2 法務省分

No.	品名	部数	予定 頁数	頁単価	金額
1	裁判所時報第1775号	385部	8頁	0.96円	2,956円
2	裁判所時報第1776号	385部	10頁	0.96円	3,696円
3	裁判所時報第1777号	385部	14頁	0.96円	5,174円
4	裁判所時報第1778号	385部	10頁	0.96円	3,696円
5	裁判所時報第1779号	385部	10頁	0.96円	3,696円
6	裁判所時報第1780号	385部	12頁	0.96円	4,435円
小計					23,653円
消費税及び地方消費税額(10%)					2,365円
合計					26,018円

言青 書

裁判所時報の仕分け等及び運送（単価契約）（以下「業務」という。）に関する令和3年9月1日付け請負契約について、以下の条項及び別添仕様書（以下「仕様書」という。）によりお請けします。

（業務の名称、期間等）

第1条 業務の名称、期間、業務内容、契約単価及び予定総額は次のとおりとする。

- (1) 名 称 裁判所時報の仕分け等及び運送（単価契約）
- (2) 期 間 契約締結日から令和4年1月11日まで
- (3) 業務内容等 仕様書のとおり
- (4) 契約単価 別表のとおり
- (5) 予定総額 金503,580円（うち消費税及び地方消費税額 金45,780円）

（業務の監督）

第2条 最高裁判所（以下「発注者」という。）は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 朝日梱包株式会社（以下「受注者」という。）が提出する書類の調査
 - (2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議
- 2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

（業務完了の検査）

第3条 受注者は、業務が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに業務が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。
- 4 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

（代金の支払）

第4条 受注者は、前条第2項及び第3項の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。
- 3 支払代金は、運送の都度、運送重量に「1kg当たりの運送単価」を乗じて得た額（各府毎に1円未満の端数切り捨て）、仕分け梱包数に「1.2kgあたりの仕分け等単価」を乗じて得た額（各府毎に1円未満の端数切り捨て）並びに運送一覧表作成費の金額の合計に消費税額10%に相当する金額（1円未満の端数切り捨て）を加算した金額とする。

（履行遅延の賠償）

第5条 発注者は、約定期間に内に代金の支払をしなかったときは、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

- 2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とし、前項の場合においては予定総額を日割りとした金額に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、その額が100円未満である場合はその支払を要しないものとする。

（検査の遅延）

第6条 発注者がその責めに帰すべき事由により第3条第2項又は第3項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

（秘密の保持）

第7条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、この業務に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（発注者の契約解除権）

第8条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

（1）この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第4号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（2）監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合

（3）詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

（4）民法第542条第1項各号に該当する契約の条項違反その他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

（受注者の契約解除権）

第9条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号又は第3号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

（1）この契約の条項若しくは仕様書に違反した場合（第3号を除く。）

（2）著しく契約条項と異なる指示をしたため、業務を実行することが不能となった場合

（3）民法第542条第1項各号に該当するときその他この契約目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格し

たものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(違約金)

第10条 前二条の規定により契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として予定総額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(紛争の解決)

第11条 本条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き、各自これを負担する。

(その他)

第12条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

令和3年9月3日

受注者 東京都墨田区江東橋5丁目7番10号
朝日梱包株式会社
代表取締役 今城典久

責任者 [REDACTED]
(連絡先) 03-5624-5560

事務担当者 [REDACTED]
(連絡先) 03-5624-5560

最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司 殿

仕 様 書

1 件名

裁判所時報の仕分け等及び運送

2 契約期間

契約日から令和4年1月11日まで

3 運送先及び数量

(1) 運送予定回数、引渡日及び予定頁数

別紙1のとおり

(2) 運送予定部数及び予定重量

別紙2のとおり（予定部数は、135,024（22,504部×6回）部を基本とするが、運送便により毎回±100部程度変動する可能性がある。）

(3) 運送先

別紙3の全国の高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所（東京高等裁判所、東京地方裁判所及び東京家庭裁判所を除く。）

4 裁判所時報の引渡方法

別紙1の納入期限までに最高裁判所（以下「発注者」という。）が指定した業者（以下「指定業者」という。）が受注者へ納入（積み下ろし）する。

なお、納入場所は、受注者が有する東京23区内又はその近郊の倉庫等とする。

5 数量の確認

受注者は、裁判所時報の引渡しを受けたときは、直ちに数量を確認し、預り書（書式任意）を発注者宛てに提出すること。

6 仕分け・梱包

(1) 物品は運送先ごとに、段ボール箱に梱包すること。

(2) 段ボール箱の内容重量は、12kgを上限とすること。

なお、10kgを超えるものについては、PPテープを「キ」の字掛けとすること。

(3) 仕分けの数量間違いがないように、二重チェックを行うこと。

(4) 段ボール箱内に運送品の納品書を入れ、段ボール箱の外側には「納品書在中」と明記すること。

なお、1箇所の運送先につき複数個を送付し、運送先への物品の到着が同日の同時に到着することが確実である場合は、1箱のみに納品書を入れる扱いで差し支えない。

(5) 段ボール箱1箱につき、送り状を一枚添付すること。ただし、運送先への物品の到着が同日の同時刻に到着することが確実である場合は、箱数に関係なく1枚として差し支えない。

(6) 運送先の宛て名は、別紙3のとおり各裁判所あてとすること。

- (7) 運送人は「東京都千代田区隼町4-2最高裁判所」とすること。
- (8) 運送物品を仕分け・梱包するに当たり必要な資材は、受注者にて用意すること。

7 運送

- (1) 運送先に物品が到着し、運送先の職員による受領を確認するまでは、受注者が運送物品の管理責任を負うものとする。
- (2) 受注者は、指定業者から運送物品の引渡しを受けたときには、直ちに数量を確認し、運送物品の受領書等を発注者宛てに発行すること。
- (3) 仕分けして梱包した運送物品について、運送先の職員から不足又は重複の申出があつたときは、受注者は、発注者の指示により、当該申出をした運送先に対し、不足分の追加送付又は重複分の回収を行うこと。
- (4) 受注者が仕分けして梱包した運送物品について、余剰が生じた場合は、発注者の指示により余剰分を発注者へ引き渡すこと。
なお、その費用は、受注者の負担とする。
- (5) 物品到着後、運送一覧表（別紙様式）を速やかに発注者へ提出すること。
- (6) 運送先へ納入する際の使用車両は、各運送先裁判所における制限（高さ及び重さ）を確認すること。
- (7) いわゆるグリーン購入法における運送の判断基準を満たしていること。
- (8) 指定業者が持ち込んだパレットの処分は、受注者が適宜行うものとする。

8 到着期限

- (1) 運送物品を受領した日の翌日から起算して5日以内（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第1条に規定する裁判所の休日（以下、「休日」という。）を除く。）に運送先へ到着すること。
- (2) 運送完了後、運送一覧表を到着期限の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に発注者へ提出すること。

9 代金の計算等

- (1) 運送重量の計算は、単価単位（1kg単位）に満たない数量は、切捨て処理する。
ただし、その数量が、1kg未満である場合は、1kgとする。
- (2) 仕分け梱包数の計算は、単価単位（1.2kg単位）に満たない数量は、切上げ処理する。
- (3) 代金の支払は、運送の都度、運送重量に「1kg当たりの運送単価」を乗じて得た額（各府毎に1円未満の端数切り捨て）、仕分け梱包数に「1.2kgあたりの仕分け等単価」を乗じて得た額（各府毎に1円未満の端数切り捨て）並びに運送一覧表作成費の金額の合計に消費税額10%に相当する金額（1円未満の端数切り捨て）を加算した金額とする。

(別紙1)

便	発行予定日	指定業者から受注者(1便は最高裁判所※)への納入期限	令和3年該当号数	※予定頁数	※予定重量
1便	R3/10/1	令和3年10月1日(金)	第1775号	8P	16g
2便	R3/10/15	令和3年10月15日(金)	第1776号	10P	20g
3便	R3/11/1	令和3年11月1日(月)	第1777号	14P	28g
4便	R3/11/15	令和3年11月15日(月)	第1778号	10P	20g
5便	R3/12/1	令和3年12月1日(水)	第1779号	10P	20g
6便	R3/12/15	令和3年12月15日(水)	第1780号	12P	24g
合 計				64P	128g

※予定頁数及び予定重量は、1部あたりの頁数及び重量である。

運送予定期数及び予定期量

便	1便	2便	3便	4便	5便	6便	
号数	1775	1776	1777	1778	1779	1780	128g
店名	予定期数	16g	20g	28g	20g	20g	24g
大阪高裁	395部	6.3kg	7.9kg	11.0kg	7.9kg	7.9kg	9.4kg
名古屋高裁	213部	3.4kg	4.2kg	5.9kg	4.2kg	4.2kg	5.1kg
広島高裁	163部	2.6kg	3.2kg	4.5kg	3.2kg	3.2kg	3.9kg
福岡高裁	240部	3.8kg	4.8kg	6.7kg	4.8kg	4.8kg	5.7kg
仙台高裁	145部	2.3kg	2.9kg	4.0kg	2.9kg	2.9kg	3.4kg
札幌高裁	131部	2.0kg	2.6kg	3.6kg	2.6kg	2.6kg	3.1kg
高松高裁	98部	1.5kg	1.9kg	2.7kg	1.9kg	1.9kg	2.3kg
横浜地裁	772部	12.3kg	15.4kg	21.6kg	15.4kg	15.4kg	18.5kg
さいたま地裁	607部	9.7kg	12.1kg	16.9kg	12.1kg	12.1kg	14.5kg
千葉地裁	664部	10.6kg	13.2kg	18.5kg	13.2kg	13.2kg	15.9kg
水戸地裁	331部	5.2kg	6.6kg	9.2kg	6.6kg	6.6kg	7.9kg
宇都宮地裁	232部	3.7kg	4.6kg	6.4kg	4.6kg	4.6kg	5.5kg
前橋地裁	244部	3.9kg	4.8kg	6.8kg	4.8kg	4.8kg	5.8kg
静岡地裁	396部	6.3kg	7.9kg	11.0kg	7.9kg	7.9kg	9.5kg
甲府地裁	175部	2.8kg	3.5kg	4.9kg	3.5kg	3.5kg	4.2kg
長野地裁	321部	5.1kg	6.4kg	8.9kg	6.4kg	6.4kg	7.7kg
新潟地裁	250部	4.0kg	5.0kg	7.0kg	5.0kg	5.0kg	6.0kg
大阪地裁	1410部	22.5kg	28.2kg	39.4kg	28.2kg	28.2kg	33.8kg
京都地裁	422部	6.7kg	8.4kg	11.8kg	8.4kg	8.4kg	10.1kg
神戸地裁	658部	10.5kg	13.1kg	18.4kg	13.1kg	13.1kg	15.7kg
奈良地裁	249部	3.9kg	4.9kg	6.9kg	4.9kg	4.9kg	5.9kg
大津地裁	249部	3.9kg	4.9kg	6.9kg	4.9kg	4.9kg	5.9kg
和歌山地裁	232部	3.7kg	4.6kg	6.4kg	4.6kg	4.6kg	5.5kg
名古屋地裁	765部	12.2kg	15.3kg	21.4kg	15.3kg	15.3kg	18.3kg
津地裁	307部	4.9kg	6.1kg	8.5kg	6.1kg	6.1kg	7.3kg
岐阜地裁	296部	4.7kg	5.9kg	8.2kg	5.9kg	5.9kg	7.1kg
福井地裁	167部	2.6kg	3.3kg	4.6kg	3.3kg	3.3kg	4.0kg
金沢地裁	149部	2.3kg	2.9kg	4.1kg	2.9kg	2.9kg	3.5kg
富山地裁	180部	2.8kg	3.6kg	5.0kg	3.6kg	3.6kg	4.3kg
広島地裁	377部	6.0kg	7.5kg	10.5kg	7.5kg	7.5kg	9.0kg
山口地裁	244部	3.9kg	4.8kg	6.8kg	4.8kg	4.8kg	5.8kg
岡山地裁	286部	4.5kg	5.7kg	8.0kg	5.7kg	5.7kg	6.8kg
鳥取地裁	168部	2.6kg	3.3kg	4.7kg	3.3kg	3.3kg	4.0kg
松江地裁	174部	2.7kg	3.4kg	4.8kg	3.4kg	3.4kg	4.1kg
福岡地裁	956部	15.2kg	19.1kg	26.7kg	19.1kg	19.1kg	22.9kg
佐賀地裁	214部	3.4kg	4.2kg	5.9kg	4.2kg	4.2kg	5.1kg
長崎地裁	235部	3.7kg	4.7kg	6.5kg	4.7kg	4.7kg	5.6kg
大分地裁	260部	4.1kg	5.2kg	7.2kg	5.2kg	5.2kg	6.2kg
熊本地裁	308部	4.9kg	6.1kg	8.6kg	6.1kg	6.1kg	7.3kg
鹿児島地裁	366部	5.8kg	7.3kg	10.2kg	7.3kg	7.3kg	8.7kg
宮崎地裁	262部	4.1kg	5.2kg	7.3kg	5.2kg	5.2kg	6.2kg
那覇地裁	282部	4.5kg	5.6kg	7.8kg	5.6kg	5.6kg	6.7kg
仙台地裁	293部	4.6kg	5.8kg	8.2kg	5.8kg	5.8kg	7.0kg
福島地裁	267部	4.2kg	5.3kg	7.4kg	5.3kg	5.3kg	6.4kg
山形地裁	223部	3.5kg	4.4kg	6.2kg	4.4kg	4.4kg	5.3kg
盛岡地裁	243部	3.8kg	4.8kg	6.8kg	4.8kg	4.8kg	5.8kg
秋田地裁	211部	3.3kg	4.2kg	5.9kg	4.2kg	4.2kg	5.0kg
青森地裁	273部	4.3kg	5.4kg	7.6kg	5.4kg	5.4kg	6.5kg
札幌地裁	467部	7.4kg	9.3kg	13.0kg	9.3kg	9.3kg	11.2kg
函館地裁	142部	2.2kg	2.8kg	3.9kg	2.8kg	2.8kg	3.4kg
旭川地裁	189部	3.0kg	3.7kg	5.2kg	3.7kg	3.7kg	4.5kg
釧路地裁	229部	3.6kg	4.5kg	6.4kg	4.5kg	4.5kg	5.4kg
高松地裁	171部	2.7kg	3.4kg	4.7kg	3.4kg	3.4kg	4.1kg
徳島地裁	184部	2.9kg	3.6kg	5.1kg	3.6kg	3.6kg	4.4kg
高知地裁	188部	3.0kg	3.7kg	5.2kg	3.7kg	3.7kg	4.5kg
松山地裁	261部	4.1kg	5.2kg	7.3kg	5.2kg	5.2kg	6.2kg
横浜家裁	450部	7.2kg	9.0kg	12.6kg	9.0kg	9.0kg	10.8kg
さいたま家裁	320部	5.1kg	6.4kg	8.9kg	6.4kg	6.4kg	7.6kg
千葉家裁	307部	4.9kg	6.1kg	8.5kg	6.1kg	6.1kg	7.3kg
水戸家裁	149部	2.3kg	2.9kg	4.1kg	2.9kg	2.9kg	3.5kg
宇都宮家裁	101部	1.6kg	2.0kg	2.8kg	2.0kg	2.0kg	2.4kg
前橋家裁	114部	1.8kg	2.2kg	3.1kg	2.2kg	2.2kg	2.7kg
静岡家裁	193部	3.0kg	3.8kg	5.4kg	3.8kg	3.8kg	4.6kg
新潟家裁	125部	2.0kg	2.5kg	3.5kg	2.5kg	2.5kg	3.0kg
大阪家裁	506部	8.0kg	10.1kg	14.1kg	10.1kg	10.1kg	12.1kg
京都家裁	180部	2.8kg	3.6kg	5.0kg	3.6kg	3.6kg	4.3kg
神戸家裁	310部	4.9kg	6.2kg	8.6kg	6.2kg	6.2kg	7.4kg
名古屋家裁	316部	5.0kg	6.3kg	8.8kg	6.3kg	6.3kg	7.5kg
金沢家裁	80部	1.2kg	1.6kg	2.2kg	1.6kg	1.6kg	1.9kg
広島家裁	173部	2.7kg	3.4kg	4.8kg	3.4kg	3.4kg	4.1kg
山口家裁	97部	1.5kg	1.9kg	2.7kg	1.9kg	1.9kg	2.3kg
岡山家裁	131部	2.0kg	2.6kg	3.6kg	2.6kg	2.6kg	3.1kg
福岡家裁	177部	2.8kg	3.5kg	4.9kg	3.5kg	3.5kg	4.2kg
長崎家裁	61部	0.9kg	1.2kg	1.7kg	1.2kg	1.2kg	1.4kg
熊本家裁	94部	1.5kg	1.8kg	2.6kg	1.8kg	1.8kg	2.2kg
那覇家裁	71部	1.1kg	1.4kg	1.9kg	1.4kg	1.4kg	1.7kg
仙台家裁	131部	2.0kg	2.6kg	3.6kg	2.6kg	2.6kg	3.1kg
福島家裁	115部	1.8kg	2.3kg	3.2kg	2.3kg	2.3kg	2.7kg
札幌家裁	191部	3.0kg	3.8kg	5.3kg	3.8kg	3.8kg	4.5kg
高松家裁	86部	1.3kg	1.7kg	2.4kg	1.7kg	1.7kg	2.0kg
松山家裁	92部	1.4kg	1.8kg	2.5kg	1.8kg	1.8kg	2.2kg
合計	22504部	356kg	447kg	626kg	447kg	447kg	537kg

運送先一覧

NO.	裁判所名	郵便番号	所在地
1	大阪高等裁判所	530-8521	大阪府大阪市北区西天満2-1-10
2	名古屋高等裁判所	460-8503	愛知県名古屋市中区三の丸1-4-1
3	広島高等裁判所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-43
4	福岡高等裁判所	810-8608	福岡県福岡市中央区六本松四丁目2番4号
5	仙台高等裁判所	980-8638	宮城県仙台市青葉区片平1-6-1
6	札幌高等裁判所	060-0042	北海道札幌市中央区大通西11丁目
7	高松高等裁判所	760-8586	香川県高松市丸の内1番36号
8	横浜地方裁判所	231-8502	神奈川県横浜市中区日本大通9
9	さいたま地方裁判所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-45
10	千葉地方裁判所	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-11-27
11	水戸地方裁判所	310-0062	茨城県水戸市大町1-1-38
12	宇都宮地方裁判所	320-8505	栃木県宇都宮市小幡1-1-38
13	前橋地方裁判所	371-8531	群馬県前橋市大手町3-1-34
14	静岡地方裁判所	420-8633	静岡県静岡市葵区追手町10-80
15	甲府地方裁判所	400-0032	山梨県甲府市中央1-10-7
16	長野地方裁判所	380-0846	長野県長野市旭町1108
17	新潟地方裁判所	951-8511	新潟県新潟市中央区学校町通1-1
18	大阪地方裁判所	530-8522	大阪府大阪市北区西天満2-1-10
19	京都地方裁判所	604-8550	京都府京都市中京区菊屋町
20	神戸地方裁判所	650-8575	兵庫県神戸市中央区橋通2-2-1
21	奈良地方裁判所	630-8213	奈良県奈良市登大路町35
22	大津地方裁判所	520-0044	滋賀県大津市京町3-1-2
23	和歌山地方裁判所	640-8143	和歌山县和歌山市二番丁1番地
24	名古屋地方裁判所	460-8504	愛知県名古屋市中区三の丸1-4-1
25	津地方裁判所	514-8526	三重県津市中央3-1
26	岐阜地方裁判所	500-8710	岐阜県岐阜市美江寺町2-4-1
27	福井地方裁判所	910-8524	福井県福井市春山1-1-1
28	金沢地方裁判所	920-8655	石川県金沢市丸の内7-1
29	富山地方裁判所	939-8502	富山県富山市西田地方町2-9-1
30	広島地方裁判所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2番43号
31	山口地方裁判所	753-0048	山口県山口市駅通り1-6-1
32	岡山地方裁判所	700-0807	岡山県岡山市北区南方1-8-42
33	鳥取地方裁判所	680-0011	鳥取県鳥取市東町2-223
34	松江地方裁判所	690-8523	島根県松江市母衣町68番地
35	福岡地方裁判所	810-8653	福岡県福岡市中央区六本松四丁目2番4号
36	佐賀地方裁判所	840-0833	佐賀県佐賀市中の小路3-22
37	長崎地方裁判所	850-8503	長崎県長崎市万才町9-26
38	大分地方裁判所	870-8564	大分県大分市荷揚町7-15
39	熊本地方裁判所	860-8513	熊本県熊本市中央区京町1-13-11
40	鹿児島地方裁判所	892-8501	鹿児島県鹿児島市山下町13-47
41	宮崎地方裁判所	880-8543	宮崎県宮崎市旭2-3-13
42	那覇地方裁判所	900-8567	沖縄県那覇市橘川1-14-1
43	仙台地方裁判所	980-8639	宮城県仙台市青葉区片平1-6-1
44	福島地方裁判所	960-8512	福島県福島市花園町5-38
45	山形地方裁判所	990-8531	山形県山形市旅籠町2-4-22
46	盛岡地方裁判所	020-8520	岩手県盛岡市内丸9-1
47	秋田地方裁判所	010-8504	秋田県秋田市山王7-1-1
48	青森地方裁判所	030-8522	青森県青森市長島1-3-26
49	札幌地方裁判所	060-0042	北海道札幌市中央区大通西11丁目
50	函館地方裁判所	040-8601	北海道函館市上新川町1番8号
51	旭川地方裁判所	070-8640	北海道旭川市花咲町4丁目
52	釧路地方裁判所	085-0824	北海道釧路市柏木町4-7
53	高松地方裁判所	760-8586	香川県高松市丸の内1-36
54	徳島地方裁判所	770-8528	徳島県徳島市徳島町1-5-1
55	高知地方裁判所	780-8558	高知県高知市丸/内1-3-5
56	松山地方裁判所	790-8539	愛媛県松山市一番町3-3-8
57	横浜家庭裁判所	231-8585	神奈川県横浜市中区寿町1-2
58	さいたま家庭裁判所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-45
59	千葉家庭裁判所	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-11-27
60	水戸家庭裁判所	310-0062	茨城県水戸市大町1-1-38
61	宇都宮家庭裁判所	320-8505	栃木県宇都宮市小幡1-1-38
62	前橋家庭裁判所	371-8531	群馬県前橋市大手町3-1-34
63	静岡家庭裁判所	420-8604	静岡県静岡市葵区城内町1-20
64	新潟家庭裁判所	951-8513	新潟県新潟市中央区川岸町1-54-1
65	大阪家庭裁判所	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-13
66	京都家庭裁判所	606-0801	京都府京都市左京区下鴨宮河町1
67	神戸家庭裁判所	652-0032	兵庫県神戸市兵庫区荒田町3-46-1
68	名古屋家庭裁判所	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸1-7-1
69	金沢家庭裁判所	920-8655	石川県金沢市丸の内7-1
70	広島家庭裁判所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀1-6
71	山口家庭裁判所	753-0048	山口県山口市駅通り1-6-1
72	岡山家庭裁判所	700-0807	岡山県岡山市北区南方1-8-42
73	福岡家庭裁判所	810-8652	福岡県福岡市中央区六本松四丁目2番4号
74	長崎家庭裁判所	850-0033	長崎県長崎市万才町6-25
75	熊本家庭裁判所	860-0001	熊本県熊本市中央区千葉城町3-31
76	那覇家庭裁判所	900-8603	沖縄県那覇市橘川1-14-10
77	仙台家庭裁判所	980-8637	宮城県仙台市青葉区片平1-6-1
78	福島家庭裁判所	960-8112	福島県福島市花園町5-38
79	札幌家庭裁判所	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目
80	高松家庭裁判所	760-8585	香川県高松市丸の内2-27
81	松山家庭裁判所	790-0006	愛媛県松山市南堀端町2-1

(別紙様式)

運送一覽表(裁判所時報第○号)

重量

(別表)

契約単価一覧

	府名	運送単価 /1kg
1	大阪高裁	120
2	名古屋高裁	120
3	広島高裁	120
4	福岡高裁	120
5	仙台高裁	120
6	札幌高裁	120
7	高松高裁	120
8	横浜地裁	120
9	さいたま地裁	120
10	千葉地裁	120
11	水戸地裁	120
12	宇都宮地裁	120
13	前橋地裁	120
14	静岡地裁	120
15	甲府地裁	120
16	長野地裁	120
17	新潟地裁	120
18	大阪地裁	120
19	京都地裁	120
20	神戸地裁	120
21	奈良地裁	120
22	大津地裁	120
23	和歌山地裁	120
24	名古屋地裁	120
25	津地裁	120
26	岐阜地裁	120
27	福井地裁	120
28	金沢地裁	120
29	富山地裁	120
30	広島地裁	120
31	山口地裁	120
32	岡山地裁	120
33	鳥取地裁	120
34	松江地裁	120
35	福岡地裁	120
36	佐賀地裁	120
37	長崎地裁	120
38	大分地裁	120
39	熊本地裁	120
40	鹿児島地裁	120
41	宮崎地裁	120
42	那覇地裁	1000

	府名	運送単価 /1kg
43	仙台地裁	120
44	福島地裁	120
45	山形地裁	120
46	盛岡地裁	120
47	秋田地裁	120
48	青森地裁	120
49	札幌地裁	120
50	函館地裁	120
51	旭川地裁	120
52	釧路地裁	120
53	高松地裁	120
54	徳島地裁	120
55	高知地裁	120
56	松山地裁	120
57	横浜家裁	120
58	さいたま家裁	120
59	千葉家裁	120
60	水戸家裁	120
61	宇都宮家裁	120
62	前橋家裁	120
63	静岡家裁	120
64	新潟家裁	120
65	大阪家裁	120
66	京都家裁	120
67	神戸家裁	120
68	名古屋家裁	120
69	金沢家裁	120
70	広島家裁	120
71	山口家裁	120
72	岡山家裁	120
73	福岡家裁	120
74	長崎家裁	120
75	熊本家裁	120
76	那覇家裁	1000
77	仙台家裁	120
78	福島家裁	120
79	札幌家裁	120
80	高松家裁	120
81	松山家裁	120
仕分け等単価/12kg		200
運送一覧表作成単価/便		200